

教育厚生委員会審査報告

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告します。

議 案 番 号	件 名	審 査 結 果
第92号議案	工事の請負契約の締結について (仁田佐古小学校建設特殊基礎工事)	原 案 可 決 なお、別紙附帯 決議を可決
第112号議案	平成29年度長崎市一般会計補正予算(第5号)第1条 第2項中 歳出 第2款 総務費 第1項中 第24目 第3款 民生費 第4款 衛生費 第10款 教育費 第2条 繰越明許費の補正 第3款 民生費 第10款 教育費	原 案 可 決
第114号議案	平成29年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原 案 可 決
第117号議案	平成29年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	原 案 可 決
第118号議案	平成29年度長崎市診療所事業特別会計補正予算(第1号)	原 案 可 決
第122号議案	地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第124号議案	長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第125号議案	長崎市公民館条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第129号議案	長崎市外海子ども博物館条例を廃止する条例	原 案 可 決
第130号議案	地方独立行政法人長崎市立病院機構定款の変更について	原 案 可 決
第134号議案	工事の請負契約の締結について (伊良林小学校改築主体工事(1))	原 案 可 決
第135号議案	工事の請負契約の締結について (外海地区中学校校舎棟建設主体工事)	原 案 可 決

第142号議案	平成29年度長崎市一般会計補正予算（第6号） 第1条 第2項中 歳出 第4款 衛生費	原案可決
第144号議案	平成29年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第147号議案	平成29年度長崎市診療所事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第151号議案	長崎市の小島養生所等遺跡の完全保存に関する住民投票条例について	否 決
請願第5号	長崎市社会福社会館の早期建替えを求める請願について	採 択
請願第7号	市政による契約違反、及び虚偽の答弁等の実態を明確化するための調査を求めることに関する請願について	不 採 択
請願第8号	長崎市乳児院跡地の売却における市民への情報公開に関する請願について	不 採 択

（条例等）

第151号議案「長崎市の小島養生所等遺跡の完全保存に関する住民投票条例について」、教育厚生委員会における審査の経過並びに結果について報告します。

委員会では、条例制定請求代表者による意見陳述を行ったのち、同請求代表者等に対し参考人として出席を要請いたしました。

まず、参考人に対しては、

- ・全面的な遺構の発掘調査は終了しているという市の見解と、全面調査を求める請求内容の相違点についてただしました。

この点、参考人から、市が行った調査内容の詳細は知り得ていな

いが、養生所のことを理解した専門家が調査をしないとわからないとの答弁がっております。

さらに、参考人に対し、

- ・ 条例案に投票率及び得票率の規定を設けなかった理由についてただしました。

この点、参考人から、市長の意見書では投票率と得票率が必須の要件であるとされているが、投票の結果を見て市が判断すればよいため、反対する理由には当たらないとの答弁がっております。

そのほか、参考人に対し、

- ・ 早期の学校建設を求めている地元住民の声に対する見解、
- ・ 遺跡を完全保存する場合に係る費用とその財源に対する考え、
- ・ 国の史跡指定は困難とする文化庁の見解に対する考え、
- ・ 6年にも及ぶ学校建設に係る地域住民との協議について、真剣に協議がなされていなかったとする考えの真意 についてただしました。

その後の審査では、教育行政に関する重要な案件であることから、教育長に対して出席を要請した上で、理事者に対し、

- ・ 市は全面調査が終わったとするものの、参考人からは、まだ調査を求められていることへの見解 についてただしました。

この点、理事者から、

- ・市の文化財審議会からの追加調査の要請があったため調査を行ったところ、新たな遺構が出てきたが、それらは全て９月 28 日に開催した文化財審議会で報告しており、全容が判明したとの結果が出ているため、調査は終了したと捉えているとの答弁がありました。

さらに、委員会では、理事者に対し、

- ・日本医師会長や長崎大学医学部長などから出されている要望への対応が必要となる中、長崎大学学長と医学部長の連名による、積極的に協力する意思に変更がないとする９月 30 日付の文書と方針が変わりない旨については、12 月 5 日の学長からの口頭の回答のみであることに対する見解についてただしました。

この点、理事者から、

- ・長崎大学からの９月 30 日の文書にあるように、大学は、市が多様な観点から総合的に判断するものと理解するとされていることから、市としては遺構の保護と学校建設のそれぞれの最大限の成果を求めて、両立の方針で進めさせてほしい との答弁がっております。

そのほか、

- ・学校統廃合に係る地元住民との合意形成に至るまでの経緯、
- ・初めから佐古小学校を想定し、市がその方向に誘導したとする参考人の見解に対する市の考え、

- ・遺構の露出展示に当たり、長崎大学が所有する古写真を活用するなど大学と連携を図る考えの有無 についてただすなど、内容を検討いたしました。

さらに、委員会では、

- ・長崎大学の意向については、理事者の説明と参考人の説明とで食い違いがあることから、長崎大学との協議を行った田上市長に大学の意向を直接確認するため、市長の出席を要請いたしました。

この点、市長から、

- ・12月5日に河野学長から電話があり、9月30日付の文書の内容については、前学長時代のものであるが、新学長になってもこの内容は変わらない。また、当日示した2つの保存案については、市文化財審議会の委員の意見などを聞いた上で、最終的な判断については市の専権事項であるので、市で決めてほしいという趣旨であった。そして、12月12日付で医学部長名も含めた文書が出ており、大学の中でさまざまな動きがあるかもしれないが、大学全体としての意思は9月30日の文書と何も変わっていないということをしっかりと伝えてこられた内容であった。

市としては、学校建設と遺構の保存は2つとも価値のあることであるため、その総和が最大になるように両立を目指してしっかりと取り組んでいきたいとの答弁がっております。

さらに、市長に対して、

- ・日本医師会などの機関から提出されている要望書への対応の考え方 についていただきました。

この点、市長から、

- ・住民投票条例請求に対する意見書や9月30日付の長崎大学からの文書を基本に回答をしていきたいとの答弁がっております。

以上が、審査過程の概要ですが、内容検討の結果、

- ・学校の建設、遺構の完全保存を訴える両方の声に応えていくためには、一度立ち止まり再考すべきであり、幅広い市民の意見を聞くために住民投票を行うべきとの立場から、本議案に賛成したいとの意見が出されました。

一方、

- ・体育館に併設する展示については、子どもたちと分けた出入り口をつくり、体育館の外観については、誰が見ても旧養生所跡とわかるような外観となるよう十分検討してほしいとの、意見が出されるとともに、原案に反対する立場から、

- ・小島養生所等遺構の完全保存という専門的な判断を要する個別の政策課題について、その是非を直接、住民投票に委ねようとする事には違和感を禁じえない。

- ・15,776人の署名の重みは理解するが、学校建設の早期着手を求

める地域の強い要望もあっており、住民投票に付することが地域を2分することにつながりかねないため、地域との協議を積み重ねて政策決定されたプロセスを覆してまで、全市民に問わなければいけないとする主張には、くみすることはできない。

- ・市が小島養生所等の遺跡の保存と学校建設の両立を目指す方向性を示していることは、本請求の趣旨や、学校建設を待ち望んでいる児童、保護者、地域住民の願いを汲み取った判断であると評価する。
- ・遺構の最適な保存方法とされる埋め戻しによる保存を基本とした形で、現状のまま保存し、一部を展示することに賛成するため、全市的に意見を問う住民投票にはそぐわない。

- ・子供たちに新しい学校をはやく建ててほしいという強い要望があり、地域住民も期待しているが、住民投票をすることにより、開校する時期が延びることなどを主な論拠とする反対意見が出されましたので、採決の結果、賛成少数で原案を否決すべきものと決定いたしました。

(条例等)

第 92 号議案ほか 15 件につきまして、教育厚生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、第 92 号議案「工事の請負契約の締結について」

本件は、仁田佐古小学校建設特殊基礎工事の契約を締結しようとするもので、先の 9 月定例会に提案されたものでありますが、さらに慎重な審査が必要であったため、継続審査としてきたものです。

委員会では、

- ・ 全面的な遺構の発掘調査は終了しているという市の見解、
- ・ 今後、遺構が発掘された場合に建設工事が中断する可能性の有無についてただすなど、内容検討の結果、
- ・ 教育委員会が進めてきた合意形成のあり方については問題があり認められないこと、
- ・ 今回の工事により、遺構の価値が損なわれることで、二度と国指定文化財に成り得ないことから認められないことなどを主な論拠とする反対意見が出されました。

一方、

- ・ 市の全面的な発掘調査は終了しており、学校建設と遺跡の保存

については、長崎大学からは、市の専権事項であり、遺跡の保存方法について報告した結果、大学からは今後の遺構保存・活用については協力するとの回答を得ているなどの賛成意見が出されましたので、採決の結果、賛成多数で 原案を可決すべきものと 決定しました。

なお、委員会では、
附帯決議を付すべきとの意見が出され、養生所・医学所遺跡は近代的な医学・医療の、分析究理所遺跡は近代的な薬学・化学・物理学の発祥の地であり、それらの遺跡の保存と活用に当たっては、長崎大学を初め、日本医師会、長崎県医師会などの医療関係者の意見を聴取するとともに、これまで出された意見などを尊重し、進めることを要請する旨の附帯決議を全会一致で決定いたしました。

第92号議案「工事の請負契約の締結について(仁田佐古小学校建設特殊基礎工事)」 に対する附帯決議

本議案は、仁田佐古小学校建設特殊工事の契約を締結しようとするものであり、慎重な審査を行うため、継続して審査を行ったところである。

仁田佐古小学校の建設については、長年、地域住民との協議を重ね、平成26年11月に校地を旧佐古小学校跡とする方針を決定しているものの、旧佐古小学校解体後、小島養生所や分析究理所の遺構の出土があったことから、これまで遺構の価値について長崎市文化財審議会へ諮問してきている。

このような中、平成29年9月28日の同審議会において、分析究理所の埋蔵されている残存遺構は、ほぼ完全に検出したとの審議結果を出されていることから、平成29年9月に継続審査とした理由の1つである同審議会や長崎大学が求めていた調査については完了したものとする。

また、継続審査としたもう1つの理由である長崎大学との調整については、協議が難航し、最終的に文書による回答に至っていないままの状態での議案審査に臨まざるを得ない状態となったことは、大変遺憾であると言わざるを得ない。

さらに、継続審査の決定後に、日本医師会を初めとするさまざまな団体から、養生所等遺跡の保存についての要望が出されていることについては、市は重く受け止める必要がある。

しかしながら、長年の地域住民との議論を行ってきたことによる年月の経過に加え、既に現時点においても当初計画より1年近くの遅れを生じていることから、子ども達をこれ以上待たせることはできないため、仁田佐古小学校建設特殊基礎工事については速やかに着手すべきと考える。

なお、寄せられている要望の趣旨を十分くみ取り、今後、同工事に着手するに当たっては、次の点について強く要望する。

- 1 養生所・医学所遺跡は近代的な医学・医療の、分析究理所遺跡は近代的な薬学・化学・物理学の発祥の地であり、それらの遺跡の保存と活用に当たっては、長崎大学を初め、日本医師会、長崎県医師会などの医療関係者の意見を聴取するとともに、これまで出された意見などを尊重し、進めること。

次に、第 125 号議案「長崎市公民館条例の一部を改正する条例」及び第 129 号議案「長崎市外海子ども博物館条例を廃止する条例」の以上 2 件については、外海子ども博物館を廃止し、出津地区公民館の機能を移転しようとするものなどであることから、一括して審査を行いましたので、まとめて報告いたします。

委員会では、

- ・ 同博物館の展示物については、科学館に機能を集約できるとすることへの見解、
 - ・ 同博物館が設置されていた意義を考慮し、新たな公民館に展示物を一部でも残す考えの有無についてただすなど、内容検討の結果、
- 一部委員から、
講堂などの使用料の一部における値上げについては認められないこと
などを主な論拠とする反対意見が出されたのであります。

一方、使用料が上がるのは全市的な統一を図る観点から仕方がないが、世界遺産の案内をするボランティアの雨天時利用における減免の運用など、地元住民とよく相談した上で運営を行ってほしい

との要望を付した賛成意見が出されましたので、採決の結果、いずれも、賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第 5 号「長崎市社会福祉会館の早期建替えを求める請願について」

本請願は、新市庁舎との往来が容易な場所を確保し、具体的な計画を策定した上で、早急に長崎市社会福祉会館の建て替えを行うことを求めるものです。

委員会では、

- ・平成 22 年に長崎市社会福祉会館建替え検討会から早急な整備を要望されているにもかかわらず、具体的な検討が進められていないため、今後、早急に検討を行っていく考えの有無、
 - ・請願人から、現地建て替えではなく新市庁舎周辺での建て替えを求められていることに対する市の見解
- についてただすなど、内容検討の結果、全会一致をもって本請願を採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第 7 号について。

本請願は、本市が市内の社会福祉法人等に貸借している老人デイサービスセンターに関する契約の終期設定に係る考え方や契約更新のあり方、大規模改修に係る協議への対応等について検証を行う、第三者等による審査会の設置等を求めるものです。

委員会では、

- ・平成 27 年 2 月に契約更新を行う際に、市から貸借人に対して、貸付期間を平成 31 年度末までで終了することを申し出ていること

についての法律上の妥当性、

- ・ 起債で建設した施設であるため、施設の目的外使用は考えておらず、起債償還の終了後、この施設をどうするかについて検討していくとの平成 17 年の厚生委員会における理事者の答弁に対する見解

についてただすなど内容を検討し、採決の結果、賛成なく本請願を不採択とすることに決定しました。

次に、請願第 8 号について。

本請願は、旧長崎市乳児院の解体や跡地の売却における経緯と結果について、第三者等による審議会の設置などを市長に求めるものです。

委員会では、

- ・ 旧長崎市乳児院の敷地に隣接する淵地区ふれあいセンターの駐車場の一部が防火水槽の上の敷地となっていることから、直ちに使用禁止とする考えの有無

についてただすなど、内容を検討し、採決の結果、賛成なく本請願を不採択とすることに決定しました。

次に、第 114 号議案「平成 29 年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算 第 1 号」、第 117 号議案「平成 29 年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算 第 2 号」、第 118 号議案「平成 29 年度長崎市診療所事業特別会計補正予算 第 1 号」、第 122 号議案「地

方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会条例の一部を改正する条例」、第 124 号議案「長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例」、第 130 号議案「地方独立行政法人長崎市立病院機構定款の変更について」、第 134 号議案「工事の請負契約の締結について」、第 135 号議案「工事の請負契約の締結について」、第 144 号議案「平成 29 年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算 第 2 号」及び第 147 号議案「平成 29 年度長崎市診療所事業特別会計補正予算 第 2 号」の以上 10 件につきましては、種々内容検討の結果、いずれも異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

補正予算第 5 号・第 6 号)

第 112 号議案ほか 1 件について、教育厚生委員会所管部分における、審査の経過並びに結果について、報告いたします。

初めに、第 112 号議案「平成 29 年度 長崎市 一般会計補正予算 第 5 号」について、以下、特に、質疑・意見が集中した点を報告いたします。

まず、総務費において、平成 28 年度に交付された国・県支出金の確定に伴う 保健衛生費返還金 が計上されています。

委員会では、

- ・産前産後支援事業費の交付額のうち、大部分を国へ返還することになった経緯についてただすなど、内容を検討いたしました。

次に、教育費において、校舎の老朽化が進んでいる小島小学校について、改築事業に係るＰＦＩ手法等の導入可能性調査を行うためのＰＦＩ導入可能性調査費が計上されています。

委員会では、

- ・学校施設の整備にＰＦＩを導入するメリットについてただしました。

この点理事者から、

メリットは、事業費の縮減と工期の短縮ができることである。

事業費の縮減については、従来と同様に国庫補助事業を受けることが可能であり、ＰＦＩの事業期間内での財政負担の平準化が見込まれる。

また、工期の短縮については、小島小学校が老朽化し耐震化対策も行っていないことから、早期に建て替えを進めるために、ＰＦＩ導入可能性調査で可能性があるということであれば、ＰＦＩ事業の手法を活用して早期建て替えに向けて着手していきたいとの答弁がっております。

そのほか、

- ・建て替えを行う方針の小島小学校について、あえてPFI導入可能性調査を行う必要性、
- ・本事例以外で学校を改築する場合における同様の調査の実施の有無、
- ・同調査を実施することによる経費節減効果、
- ・PFIを導入した場合の市の関与のあり方や、工期への影響、
- ・小島小学校への取り付け道路の用地買収の進捗と今後の見通しについてただすなど、内容を検討いたしました。

以上が、審査経過の概要ですが、その結果、一部委員から

- ・PFI事業は公的責任をあいまいにし、公共性や安全性を後退させるコンセッション事業の追求となることから、小学校整備検討費のPFI導入可能性調査費については認めることができないことを主な論拠とする反対意見が出されたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、第142号議案「平成29年度 長崎市一般会計補正予算 第6号」について。

委員会では、内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。